

2017年3月8日（水）  
コンテンツ教育学会 2017年度春季研究大会 研究発表  
東放学園音響専門学校 清水橋校舎 2 S 1 教室

# デジタルコンテンツ分野における認証評価の現状と課題

---

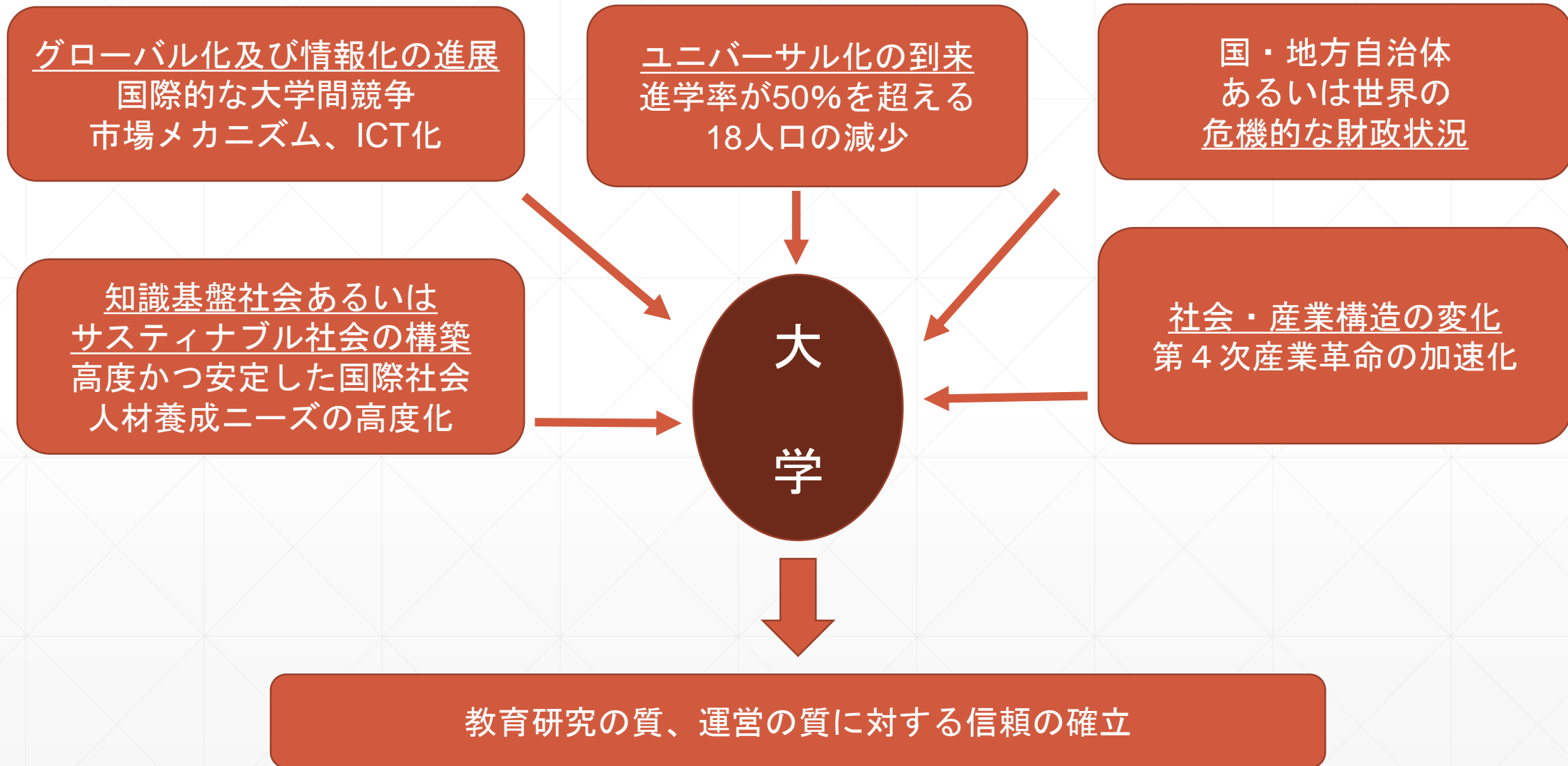
デジタルハリウッド大学 [DHU] 学務グループ 山口 豪  
yamaguchigo@dhw.co.jp

# 発表内容

- I. 質保証が求められる背景と認証評価制度の概要
- II. わが国のデジタルコンテンツ分野における認証評価の現状
- III. わが国のデジタルコンテンツ分野における認証評価の課題
- IV. 米国のデジタルコンテンツ分野におけるアクレディテーションシステム
- V. コンテンツ分野の認証評価の今後の方向性とコンテンツ教育学会の役割

# I. 質保証が求められる背景と認証評価制度の概要

# わが国の大学をとりまく環境 – 質保証が求められる背景 –



# 質保証とは何かー質保証に関する用語の定義ー

## ◆ 高等教育の質とは何か（「我が国の高等教育の将来像（答申）平成17年1月28日」より）

- 保証されるべき「高等教育の質」とは、教育課程の内容・水準、学生の質、教員の質、研究者の質、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式等の総体を指すものと考えられる。
- したがって、高等教育の質の保証は、行政機関による設置審査や認証評価機関による評価のみならず、カリキュラムの策定、入学者選抜、教員や研究者の養成・処遇、各種の公的支援、教育・研究活動や組織・財務運営の状況に関する情報開示等のすべての活動を通して実現されるべきものである。

## ◆ 質保証の定義（UNESCO-CEPES（2007）より）

### ◆ 質保証とは何か

- 高等教育システム、高等教育機関及び教育プログラムの質を評価する（モニターする、維持する、改善するなど）継続的かつ恒常的プロセス。質保証は、「説明責任」と「改善」の両方に焦点が当てられる。

### ◆ 内部質保証（internal quality assurance）とは何か

- 高等教育の質をモニターし改善するための高等教育機関内での実践。

### ◆ 外部質保証（external quality assurance）とは何か

- 高等教育機関間及び教育プログラムの質を保証するための高等教育機関間または外部機関による仕組み。

※ 質保証のための活動は、確固とした質の文化によって支えられる高等教育機関内のメカニズムにかかっている。

# わが国の高等教育政策の転換ー認証評価制度導入までの概観ー

## ◆第1波ー1991年の大学設置基準の大綱化ー

- 各大学の理念・目的に基づく自由なカリキュラム設計が可能
- 自己点検・評価制度の導入
  - 自己点検・評価ー大学評価の基本
  - 自己点検・評価システムの定着化を提言
  - 各大学が実施した自己点検・評価の検証
    - ー米国型アクレディテーション・システムの構築を期待

## ◆第2波ー2003年の学校教育法改正ー

- 大幅な規制緩和ー小泉内閣による規制改革
  - 「事前規制から事後チェックへ」
    - ー設置認可の弾力化（「届け出制の導入など」）
    - ー審査基準の大幅な簡素化・準則化
- 認証評価制度の導入
  - 文部科学大臣の認証する評価機関による評価
    - ー2004年度から実施

# 認証評価制度の概要①

## 【概要】

- 平成16年度から始まった第三者評価制度により、大学は、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務づけられている。

## 【目的】

- 評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
- 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

## 【内容】

- ① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価（いわゆる機関別認証評価）
  - 大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価（7年以内ごと）
- ② 専門職大学院の評価（いわゆる分野別認証評価）
  - 専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）
  - 各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
  - 大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

※中央教育審議会 大学教育部会（第36回） 配付資料より

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/\\_\\_\\_icsFiles/afiedfile/2015/07/22/1360159\\_08.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/___icsFiles/afiedfile/2015/07/22/1360159_08.pdf)

# 認証評価制度の概要②

## 【評価機関の認証】

- 評価機関は、大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであることなど、法に定める一定の基準を満たすことを条件として、文部科学大臣の「認証」を受けることができる。

## 【評価結果の公表等】

- 認証評価機関は、評価結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告を行わなければならない。

### (大学評価基準)

認証評価機関は自ら定める大学評価基準に基づいて評価を実施。

大学評価基準については文部科学省令において大枠（※）が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的な基準を定める。

(※) 文部科学省令において定める大学評価基準の大枠

1. 大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること
2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること
3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること

①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑦財務、⑧その他教育研究活動等

(学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第1条)

### (評価の方法)

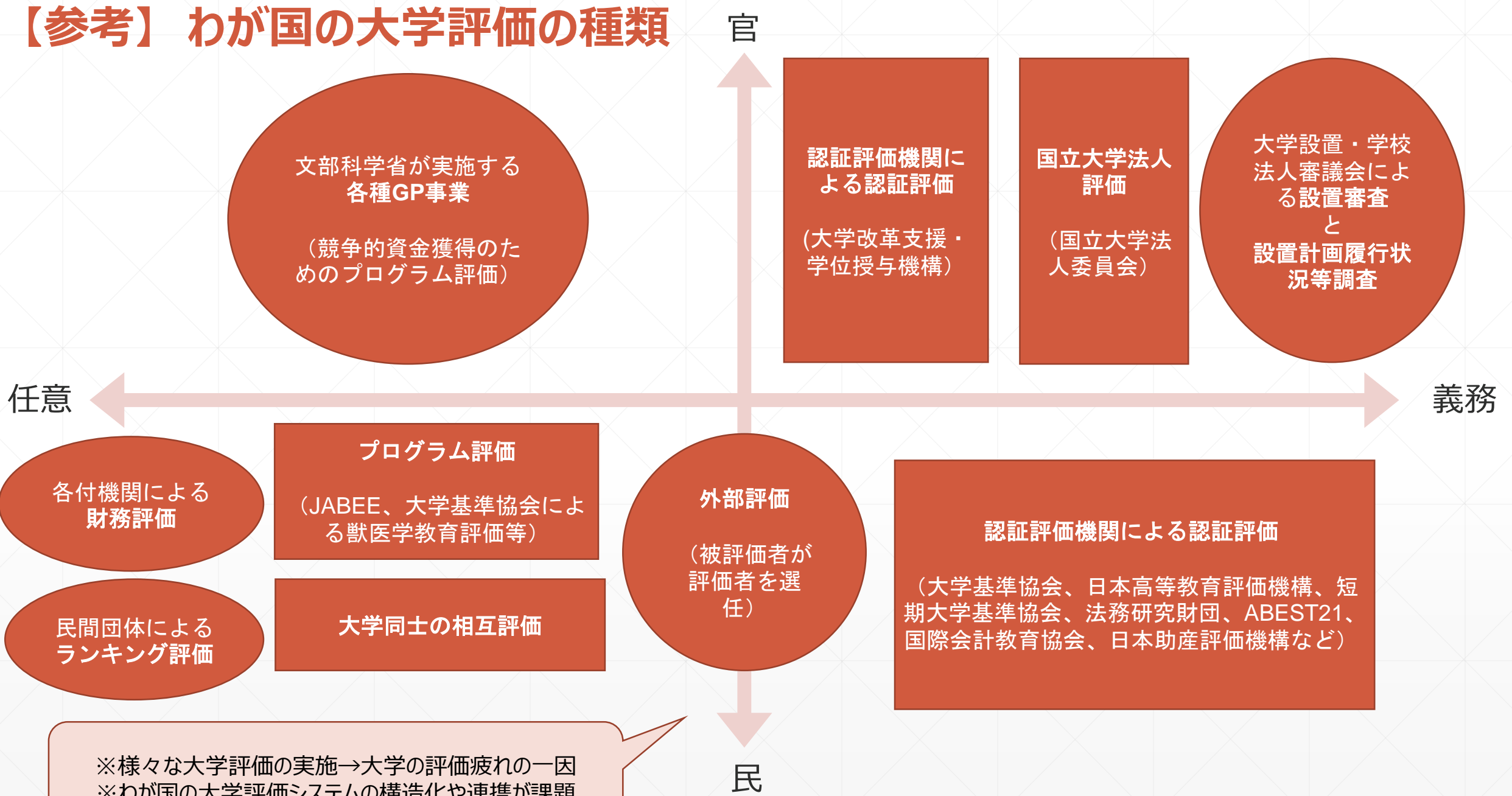
認証評価の方法については、①自己点検・評価の結果分析及び②教育研究活動等の状況についての実地調査の実施が全ての認証評価機関に義務付けられている。



# 大学機関別認証評価と専門職大学院認証評価の比較対照表

評価項目	大学機関別認証評価	専門職大学院認証評価
評価対象	大学、短期大学	専門職大学院
評価義務化の程度	義務化	義務化（但し、評価機関が存在しない場合などには、文部科学大臣の認める海外評価機関の評価や「外部評価」で換えられる（平成25年度に特例措置廃止）
評価の周期	7年	5年
評価基準に盛り込むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育研究組織・教員組織</li> <li>・ 教育課程・施設・設備</li> <li>・ 事務組織・情報公開</li> <li>・ 財務・その他の教育研究活動等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員組織</li> <li>・ 教育課程・施設・設備</li> <li>・ その他の教育研究活動</li> </ul>
評価業務従事者の資格	大学教員 社会有識者	大学教員 社会有識者 専門職大学院の課程の基礎となる分野の実務経験者
評価業務従事者への研修	要実施	同左
評価プロセス	評価対象者のもとで作られた自己点検・評価結果の分析+実地調査	同左
評価結果に対する意見申立機会	必要	同左
評価結果の社会への公表	義務化	同左
評価結果の文部科学省への報告	義務化	同左

# 【参考】わが国の大学評価の種類



※様々な大学評価の実施→大学の評価疲れの一因  
※わが国の大学評価システムの構造化や連携が課題

## Ⅱ. わが国のデジタルコンテンツ分野における認証評価の現状

# 国内の認証評価機関による認証評価を受けている専門職大学院数一覧

専門職大学院は、教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣から認証を受けた**認証評価機関の評価（5年以内ごと）を受けなければならない。**（学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条）

専門職大学院に対する認証評価は、専門職大学院の教育水準の向上に資するべく行われるものであり、認証評価機関は、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況の評価を実施する  
評価項目としては、教育課程、教員組織のほか、成績評価、修了認定、入学者選抜、管理運営、施設設備、図書等が設けられている

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
ビジネス・MOT	8	1	3	14	7	8
会計	3	-	-	7	5	2
公共政策	1	1	1	2	1	2
公衆衛生	-	1	-	2	-	1
知的財産	-	-	-	1	2	-
臨床心理	-	3	-	1	1	1
法科大学院	-	2	20	37	7	1
教職大学院	7	9	7	3	-	10
ファッション・ビジネス	2	-	-	-	-	2
ビューティービジネス	-	-	1	-	-	-
情報、創造技術、原子力	1	-	1	1	2	1
助産	-	-	-	1	-	-
環境・造園	-	-	-	1	-	-
学校教育	-	-	-	-	-	1
計	22	17	33	70	25	29

# 認証評価機関の一覧（専門職大学院認証評価）

分野	認証評価機関	認証日
法科大学院	公益財団法人日弁連法務研究財団	平成16年8月31日
	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	平成17年1月14日
	公益財団法人大学基準協会	平成19年2月16日
会計	特定非営利活動法人国際会計教育協会	平成19年10月12日
経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報）	特定非営利活動法人 ABEST21	平成19年10月12日
経営（経営管理、会計、技術経営、ファイナンス）	公益財団法人大学基準協会	平成20年4月8日
助産	特定非営利活動法人日本助産評価機構	平成20年4月8日
臨床心理	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会	平成21年9月4日
教員養成（教職大学院、学校教育）	一般財団法人教員養成評価機構	平成22年3月31日
公共政策	公益財団法人大学基準協会	平成22年3月31日
情報、創造技術、組込技術、原子力	一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）	平成22年3月31日
ファッション・ビジネス	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成22年3月31日
公衆衛生	公益財団法人大学基準協会	平成23年7月4日
知的財産	特定非営利活動法人 ABEST21	平成23年10月31日
	公益財団法人大学基準協会	平成24年3月29日
ビューティビジネス	一般社団法人 ビューティビジネス評価機構	平成24年7月31日
環境・造園	公益社団法人 日本造園学会	平成24年7月31日
グローバル・コミュニケーション	公益財団法人大学基準協会	平成28年3月29日

※認証評価機関が未整備の分野(2分野)・・・福祉マネジメント、デジタルコンテンツ

デジタルコンテンツ分野  
認証評価機関が未整備の分野

# わが国のデジタルコンテンツ分野における認証評価のフェーズ①

## 第1フェーズ：外部評価における大学評価（2004年～2013年）

### ◆ 専門職大学院の認証評価の特例制度（免除規定）の適用 －認証評価機関が存在しない場合の代替措置－

### ◆ 実施時期

- ・DHGS：2008年度、2012年度に外部評価実施 → 適合認定

「今後の改良点も指摘されたが、現状の教育目標を達成するための体制や運用は十分であり、成果が上がっていることが確認された」と認定。  
(2012年度)

- ・外部評価結果報告書も公表 (<http://gs.dhw.ac.jp/news/130325.html>)
  - ・直近の認定期間
  - ・2013年4月1日から2018年3月31日までの5年間

### ◆ 評価基準

- ・当時の大学基準協会の評価基準を援用して策定（以下参照）

- ① 教育目的
- ② 教育内容
- ③ 教育方法
- ④ 成績評価及び修了判
- ⑤ 教育内容等の改善措置
- ⑥ 研究活動及び研究環境等
- ⑦ 入学者選抜等
- ⑧ 学生の支援体制
- ⑨ 教員組織
- ⑩ 管理運営
- ⑪ 施設、設備及び図書館等

### ◆ 外部評価委員の構成

#### ● 2008年度

- ・角川歴彦氏（株式会社角川グループホールディングス 代表取締役会長兼CEO）
- ・服部桂氏（株式会社朝日新聞社 デジタルメディア本部）
- ・福富忠和氏（専修大学 ネットワーク情報学部 教授）
- ・向殿政男氏（明治大学 理工学部 情報科学科 教授）
- ・吉村久夫氏（日経BP社 特別参与）

#### ● 2012年度

- ・江幡哲也氏（株式会社オールアバウト 代表取締役社長兼CEO）
  - ・服部桂氏（朝日新聞社ジャーナリスト 学校シニア研究員）
  - ・福富忠和氏（専修大学 ネットワーク情報学部 教授）
  - ・藤川幸廣氏（株式会社IMAGICA 代表取締役社長）
- （※五十音順、所属は当時のもの）

### ◆ 本大学院での自己点検・評価の実施

- 実施時期（2008年度と2012年度に実施）

- 点検・評価項目（他大学の報告書を参考に想定される項目を策定）

- 実施体制（学長を委員長とする本学自己点検委員会にて実施）

- 点検・評価報告書の公表 (<http://gs.dhw.ac.jp/news/130325.html>)



# わが国のデジタルコンテンツ分野における認証評価のフェーズ②

## 第2フェーズ：認証評価機関による大学評価（2015年～現在）

### ◆ 専門職大学院の認証評価の特例制度（免除規定）の廃止

－認証評価機関が存在しない場合の代替措置－

2013年度に、専門職大学院の質保証の観点から、この特例措置が**廃止**

### ◆ 大学基準協会による認証評価機関の立ち上げ

【2015年度】大学基準協会

・デジタルコンテンツ分野の専門職大学院の認証評価実施を**決定**

【2016年度】大学基準協会

・準備委員会を設置：評価基準・体制・プロセス・方法等を検討

・文部科学大臣へ同分野の認証評価機関として申請を行う予定

（平成28年度同協会事業計画([http://www.juaa.or.jp/images/outline/pdf/jigyoke\\_h28.pdf](http://www.juaa.or.jp/images/outline/pdf/jigyoke_h28.pdf))より）

### ◆ デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価準備委員会のメンバー

委員長 岡本吉晴氏（法政大学）

委員 飯塚久夫氏（株式会社ぐるなび）

〃 岩崎達也氏（九州産業大学）

〃 齊藤裕人氏（日本大学）

〃 比嘉邦彦氏（東京工業大学）

### ◆ 基準（案）パブリックコメントの実施（2016年9月末から約1ヶ月間）

・大学基準協会の正会員大学及び関連団体等を対象に実施

→ 現在、パブリックコメントに対する回答と文部科学大臣への申請を準備中

### ◆ デジタルコンテンツ系専門職大学院基準（案）の特徴

#### ● デジタルコンテンツ系専門職大学院の要件

- ① 高度情報化社会にあつて、デジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツやビジネスを通じた新たな産業や文化を創造する能力を備えた人材を養成することを基本的な使命（mission）としていること。
- ② 授与する学位名称が、デジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）又はこれに相当する名称のものであること。

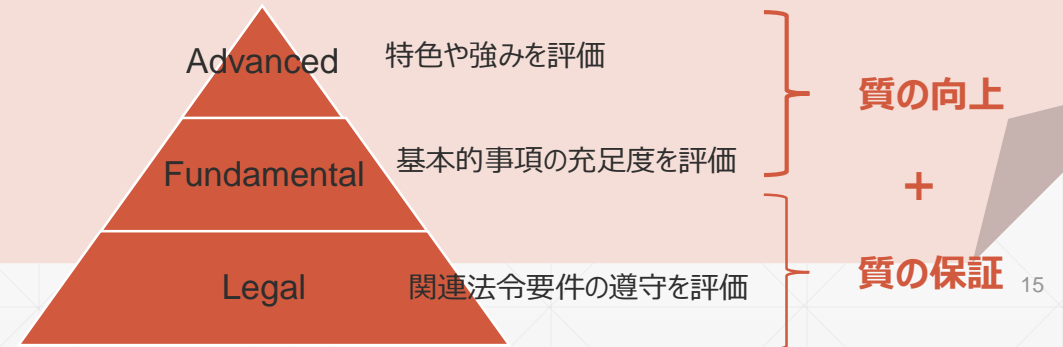
#### ● デジタルコンテンツ系専門職大学院基準（案）の構成

- ① 使命・目的
- ② 教育内容・方法・成果
- ③ 教員・教員組織
- ④ 学生の受け入れ
- ⑤ 学生支援
- ⑥ 教育研究等環境
- ⑦ 管理運営
- ⑧ 点検・評価、情報公開

※ 大学基準協会における他の分野の専門職大学院基準の構成を踏襲

#### ● デジタルコンテンツ系専門職大学院基準（案）の特徴

- ・理論と実務の架橋教育（専門職大学院の設置趣旨）を極めて重視
- ・評価の視点を以下の「L群、F群、A群」に分けて**ロジカル**に評価を実施



上記フェーズの分類は、杉岡・早田（2013）46頁を参照して筆者記述

# デジタルコンテンツ系専門職大学院基準（案）の例－「基準1．使命・目的」－

## 1 使命・目的

### 項目1：目的の設定及び適切性

デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命（mission）とは、高度情報化社会にあって、デジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツやビジネスを通じた新たな産業や文化を創造する能力を備えた人材を養成することである。

各デジタルコンテンツ系専門職大学院では、この基本的な使命の下、当該専門職大学院を設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定めていることが必要である。また、固有の目的には、各デジタルコンテンツ系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。

視点番号	評価の視点	区分		
		F	L	A
1-1	デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。	○		
1-2	固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとする事。 （「専門職」第2条第1項）		○	
1-3	固有の目的を学則等に定めていること。 （「大学院」第1条の2）		○	
1-4	固有の目的には、どのような特色があるか。			○

「本文」は、デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命（mission）を果たし、さらに、各デジタルコンテンツ系専門職大学院固有の目的を実現するために必要な要素について、大綱的に定めたものである。

【F群（Fundamental）】  
デジタルコンテンツ系専門職大学院に求められる基本的事項

「評価の視点」は、「本文」に定められた要素を満たすにあたって必要とされる諸点について、より具体的に定めたものであり、それぞれの性質に応じてF群（Fundamental）、L群（Legal）及びA群（Advanced）に区分される。

【L群（Legal）】  
デジタルコンテンツ系専門職大学院に関わる法令事項

【A群（Advanced）】  
当該デジタルコンテンツ系専門職大学院固有の目的に基づき、その特色を伸長するために必要な事項

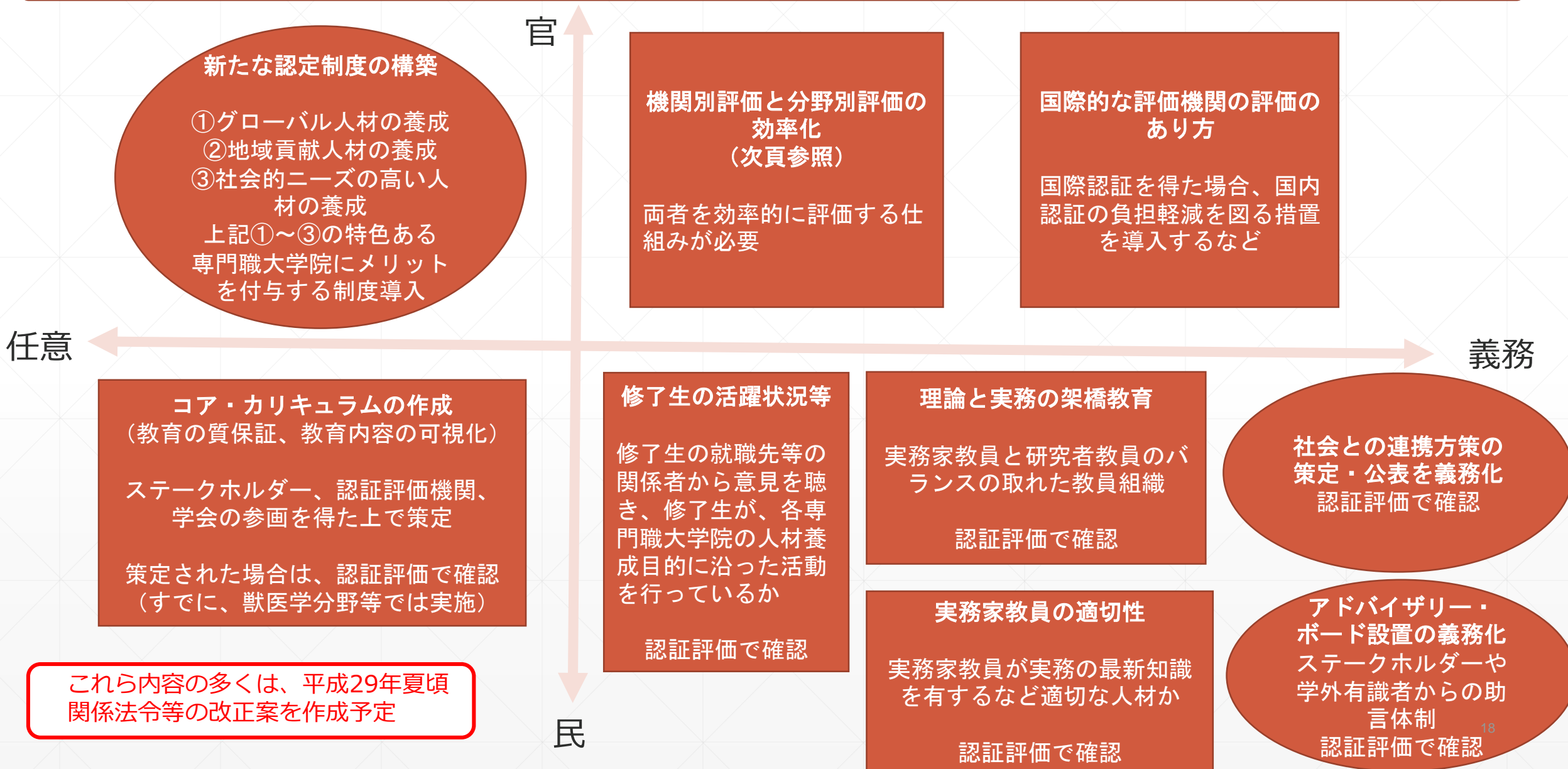
本大学院ではこの基準案に基づき自己点検・評価を開始



## Ⅲ. わが国のデジタルコンテンツ分野における認証評価の課題

# デジタルコンテンツ分野における認証評価の課題

中教審専門職大学院WG（2017）で指摘された課題をもとに、デジタルコンテンツ分野の認証評価にも該当する課題を以下抽出



# 機関別認証評価と分野別認証評価の効率化について

機関別と分野別の認証評価においては、それぞれ7年以内毎と5年以内毎に実施する必要があり、認証評価に係る負担が大きいとの指摘があり、特に専門職大学院のみを置く大学院大学については顕著である。このため、機関別と分野別の認証評価の効率的な受審が可能となるよう改善が必要ではないか。

【参考1:機関別と分野別評価の評価項目対比表】※赤枠内が重複している評価項目

機関別認証評価	分野別認証評価
学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 (平成16年3月12日 文部科学省令第7号)	
<p>第一条 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。</p> <p>イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。</p> <p>ロ 教員組織に関すること。</p> <p>ハ 教育課程に関すること。</p> <p>ニ 施設及び設備に関すること。</p> <p>ホ 事務組織に関すること。</p> <p>ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受け入れに関する方針に関すること。</p> <p>ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。</p> <p>チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。</p> <p>リ 財務に関すること。</p> <p>ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。</p>	<p>第一条 3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。</p> <p>一 教員組織に関すること。</p> <p>二 教育課程に関すること。</p> <p>三 施設及び設備に関すること。</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。</p>

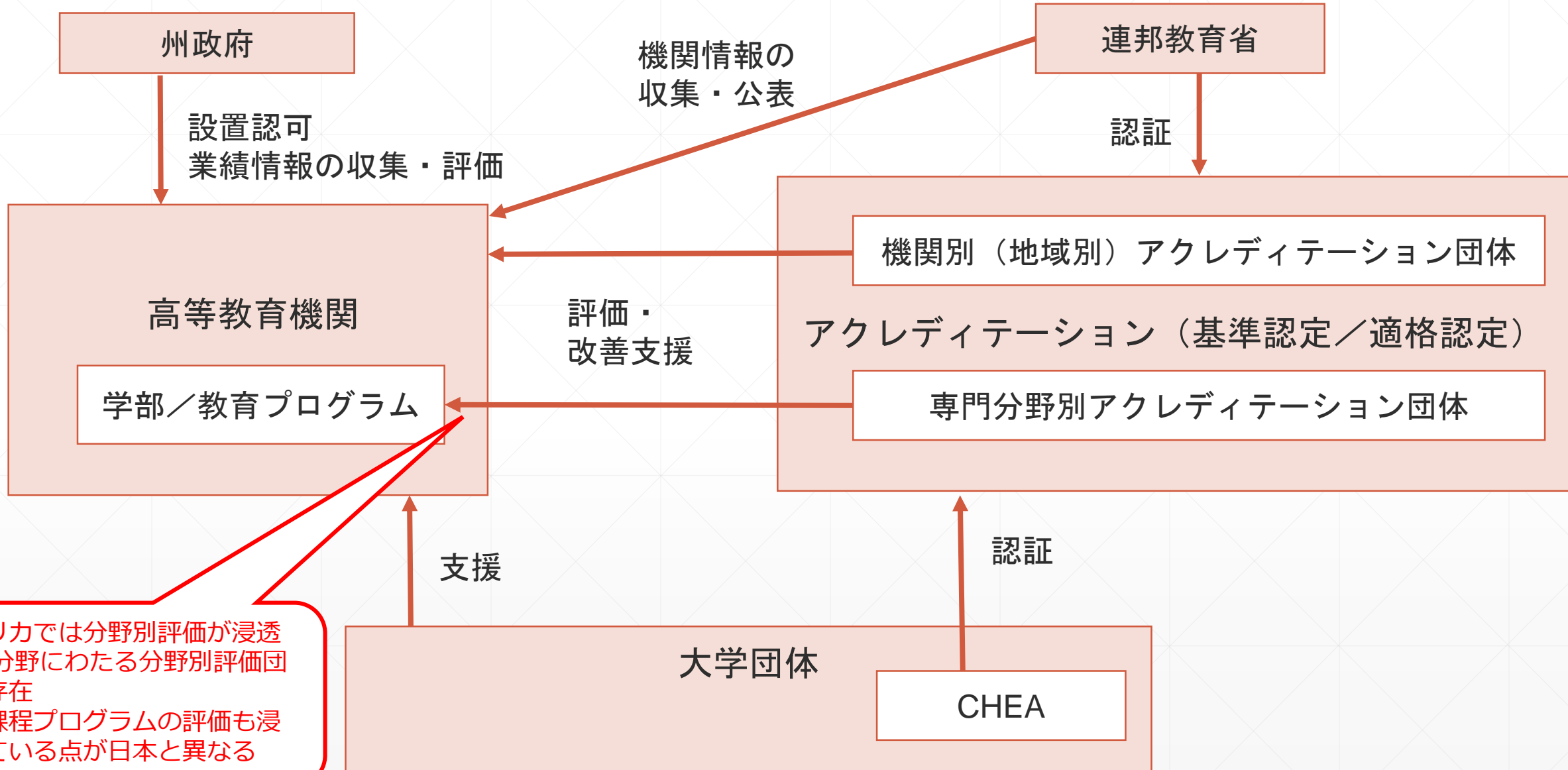
実際に認証評価を本学で担当  
重複感を実感  
制度上改善する必要性あり

## IV. 米国のデジタルコンテンツ分野におけるアクレディテーションシステム

# 米国と日本における大学評価システムの概要

評価項目	米国	日本
評価の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクレディテーション（機関別及び分野別の2種類）</li> <li>・ 州立大学に対する州政府の業績評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育・研究活動についての自己点検・評価（1991年～）</li> <li>・ 認証評価（①機関別評価、②分野別評価（専門職大学院に限る）2004年4月～）</li> <li>・ 国立大学法人評価（2004年4月から国立大学法人制度のもとで国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務実績に関する評価）</li> </ul>
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクレディテーションは民間アカレディテーション団体</li> <li>・ 州立大学の業績評価は州政府</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己点検・評価：各大学</li> <li>・ 認証評価：文部科学大臣から認証を受けた第三者評価機関（認証評価機関）</li> <li>・ 国立大学法人評価：文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育研究の質の維持・向上</li> <li>・ 州立大学に対する州政府の業績評価は、州民（納税者）へのアカウンタビリティ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証評価：大学の自己改善を促進するとともに、社会への説明責任を果たす</li> <li>・ 国立大学法人評価：投じられた国費が有効適切に使用されたかを検証</li> </ul>
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクレディテーション               <ol style="list-style-type: none"> <li>①自己評価報告書の作成、提出</li> <li>②視察団による現地調査</li> <li>③視察団の調査報告に基づくアカレディテーション授与の適否を審査、決定</li> </ol> </li> <li>・ 州立大学に対する州政府の業績評価 各州が業績指標を設定し、その結果を評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己点検・評価 各大学がそれぞれ自己点検・評価のための体制、基準等を設けて実施。</li> <li>・ 認証評価               <ol style="list-style-type: none"> <li>①機関評価については、大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、7年以内毎、</li> <li>②専門職大学院評価については、専門職大学院の教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、5年以内毎に各大学の求めに応じ、認証評価機関が自ら定める大学評価基準により実施。</li> </ol> </li> <li>・ 国立大学法人評価 毎事業年度及び中期目標期間（6年）における業務実績に関する評価を国立大学法人評価委員会が実施。中期目標期間の評価のうち、教育研究面については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重</li> </ul>
結果の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクレディテーションは、連邦奨学金や研究費などの各種補助金の受給条件</li> <li>・ 州立大学に対する州政府の業績評価は、一部の州では交付金の予算配分に反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己点検・評価：結果の公表</li> <li>・ 認証評価：評価結果の公表</li> <li>・ 国立大学法人評価：評価結果の公表 ：次期中期目標の内容や運営費公費金の算定に反映</li> </ul>

# アメリカ高等教育の質保証の基本枠組み



アメリカでは分野別評価が浸透  
約50分野にわたる分野別評価団  
体が存在  
学士課程プログラムの評価も浸  
透している点が日本と異なる



# 全米のコンテンツ分野における専門分野別アクリディテーション団体の評価基準の特徴

## NASAD (National Association of Schools of Art and Design) の評価基準の特徴

### ◆ NASADの設立年、会員数、対象分野 (<https://nasad.arts-accredit.org/>)

- 1944年設立、会員数約352、アート&デザイン分野を対象
- ※日本でいうコンテンツ分野における専門分野別評価団体(高橋(2011)参照)

### ◆ アクリディテーション対象校

- アート&デザイン分野に関連する芸術系の大学及び大学院
- その他の芸術プログラム資格認定校

※日本高等教育評価機構(2007)参照

### ◆ 評価基準の大別 (NASAD(2016-2017)より)

#### ① アート&デザイン分野共通(大学組織全体に関する)の基準

<大学組織全体に関する共通基準>

- ① アート&デザイン単位での使命・目的
- ② 財務
- ③ 管理運営
- ④ 教員・教員組織
- ⑤ 施設・設備、健康・安全
- ⑥ 図書館、LR
- ⑦ 学生の支援体制、⑧情報公開、⑨社会貢献、
- ⑩ 他の教育機関とのアーティキュレーション、⑪将来計画 など

<教育プログラムに関する共通基準>

- ① 単位条件と時間条件
- ② カリキュラム構成要件
- ③ 教授法要件
- ④ 個々の教育プログラムの要件
- ⑤ 新規プログラムの要件
- ⑥ 自主学习への支援
- ⑦ 遠隔教育、⑧科目配置・構成の条件など

※定量的(数値)基準を用いた具体的な基準を示しているのが特徴

### ◆ 評価基準の大別 (NASAD(2016-2017)より)

#### ② 学士課程、修士・博士課程などに関する基準

- ① 各課程の教育研究目的
- ② アート&デザイン分野の教育プログラムを構成する資源
- ③ 学位授与の要件、④ 学生の受け入れ要件 など

※特に③は定量的基準を用いた具体的な基準を示しているのが特徴

#### ③ 専門分野領域別の基準

アニメーション、セラミックス、デジタルメディア、絵画、フィルム・ビデオプロモーション、ジェネラル・クラフト、ジェネラル・ファインアート、イラストレーション、写真、彫刻 ほか多数の専門領域別の基準を定めている。



上記専門領域別に、以下4点の基準を具体的に示しているのが特徴

- ① カリキュラムの構成要件、② 一般教養科目履修の推奨、
- ③ 必要不可欠となるコンピテンス、④ 必要不可欠な機会・経験

### ◆ 日本の認証評価システム・基準との違い

- ①教育プログラムに関する共通基準が日本の認証評価基準と比較して詳細に設定
- ②米国では、学士課程の教育プログラム評価が浸透
- ③専門分野領域別の基準が確立

# NASADの分野別認証を受けた大学の事例ープログラムレビューの有効性ー

カルフォルニア州立大学ノースリッジ校の  
プログラムレビューの事例（右記表を参照）

## ◆NASADから分野別認証を受けたプログラム

学位名称	アクレディテーション団体
Art, B.A., M.A., and M.F.A. programs	National Association of Schools of Art and Design (NASAD).

## ◆米国の大学でのプログラムレビューの徹底

- ・米国では、自ら提供するすべての教育プログラムについて、体系的にプログラムレビューを実施することが徹底されている。
- ・教育プログラムの質の保証・向上については、**まず第一に**各大学自らがその責任を負う姿勢が顕著



- ・毎年（もしくは2年に1度）と、5～6年に1回、学外者によるプログラムレビューを実施し、**評価の客観性・透明性**を高め、有効に機能させている。

## ◆わが国の大学への示唆

- ・コンテンツ分野の質保証・向上を図る上で、米国で実施されているようなプログラムレビューを、わが国のコンテンツ系教育機関**自らが実施することが有効である**と考える
- ・わが国でコンテンツ系の分野別評価を行う前提として必要

## Curriculum Review Procedures (1993年5月17日承認)<sup>71</sup>

カリキュラム・レビュー・プロセス (Curriculum Review Procedures) (1993年5月17日承認)

- 第1項 全てのカリキュラム上の提案は department と school のレベルで綿密に審査される。学問的に sound で EPC/GSC Curriculum Manual に規定されているガイドラインに合致するかどうかを保証するためである。(EPC: Educational Policies Committee, GSC: Graduate Studies Committee)
- 第2項 以下の事項を含む提案は、適当な大学のレベルでの委員会 (EPC か GSC かまたは両方) に承認を求めて提出される。
- a. 一般教育 (General Education)
  - b. 新たなプログラムの創設
  - c. プログラムへのユニットの追加
  - d. スクールの間の concurrence の欠如
  - e. 新しいコース (学部のコースのみ)
- 第3項 上の a から e に該当しない提案の場合には、以下の手続きが取られる。
- a. 各々の school はカリキュラム提案の概要を準備する。提案は、内容の記述と、理由から構成される。
  - b. 概要は、関連する副学長補 (associate vice president)、関連する委員会のメンバー、全ての学部長補 (associate deans) に送付される。これは、EPC と GSC によって決められた日程に従って行われる。
  - c. 副学長補、委員会メンバー、学部長補は、完全な提案書を要求することができる。
  - d. 完全な提案書をレビューした後に、副学長補、委員会メンバー、学部長補は、追加の情報や、疑問点に対する回答を要求することができる。例えば、場所の使用、資源の必要性、内容の重複などについての質問である。
  - e. 追加の情報が副学長補、委員会メンバー、副学部長の懸念を解消しない場合には、提案が、EPC あるいは GSC の議題として取り上げられることを要求することができる。
  - f. 提案が、しかるべき時期までに EPC か GSC の議題として取り上げられなかった場合には、提案は了承されたものとみなす。
- 第4項 了承された学部教育レベルの提案は、アカデミックプログラム担当副学長補 (Associate Vice President of Academic Programs) によって署名される。

<sup>71</sup> [http://www.csun.edu/senate/policies/curriculum\\_review\\_procedures.pdf](http://www.csun.edu/senate/policies/curriculum_review_procedures.pdf)



## V. コンテンツ分野の認証評価の今後の方向性とコンテンツ教育学会の役割

# 今後のコンテンツ分野における高等教育の質保証のキーポイント

## ◆大学の質を保証する第一義的責任は大学自身にある点の自覚

- ・「質保証に対する第一責任は、大学自身にある」
- 国際的共通理解 (INQAAHE Guidelines of Good Practice)

## ◆当該分野の専門家による外部評価(プログラムレビュー)の有効性

- ・教育プログラムの改善につながる (以下の表(国内事例)参照)

＜大学基準協会(2015)『内部質保証ハンドブック』31、44頁＞

※全国のわが国の大学へのアンケート結果より(回答率:49%)

表1 「教育プログラムの検証」実施率と改善への寄与率

検証するための取組み	規模別	実施数 (常時実施及 び一時実施) (a)	回答数 (b)	実施率 (a/b)	改善への寄与 数(非常に改 善及び改善に 寄与) (c)	寄与率 (c/a)
⑧当該分野の専門家による外部評価	A	23	44	52.3%	19	82.6%
	B	25	56	44.6%	20	80.0%
	C	44	160	27.5%	38	86.4%
	D	32	118	27.1%	30	93.8%
	合計	124	378	32.8%	107	86.3%

※ A : 8学部以上、B : 5~7学部、C : 2~4学部、D : 単科大学

- ・教育改善への寄与率(c/a)はどの規模の大学でも極めて高い

## ◆学習成果の設定・評価が今後重要になる

- ・世界の高等教育質保証の流れ → アウトカム・アセスメントが重要  
→ 例えば、深堀 (2015) を参照
- ・「何を教えたか」ではなく「何ができるようになったか」の評価が重視  
→ 学習成果の検証方法は、以降のスライドを参照

## ◆質の文化 (Quality Culture) の形成が鍵

- UNESCO-CEPES (2007)
- ・質保証のための活動は、確固とした質の文化によって支えられる高等教育機関内のメカニズムにかかっている

- OECDの高等教育政策レビュー (OECD (2009) 116頁より)
- ・高等教育においてきわめて重要なことは、質を維持向上させるという文化を学内に醸成させることである。そのような文化が育てば、高等教育機関のあらゆる行動や選択において質の向上は重要な原則となる。また、教育課程の質を維持し改善することに責任を負わなければならないということがおのずと意識されるようになる。

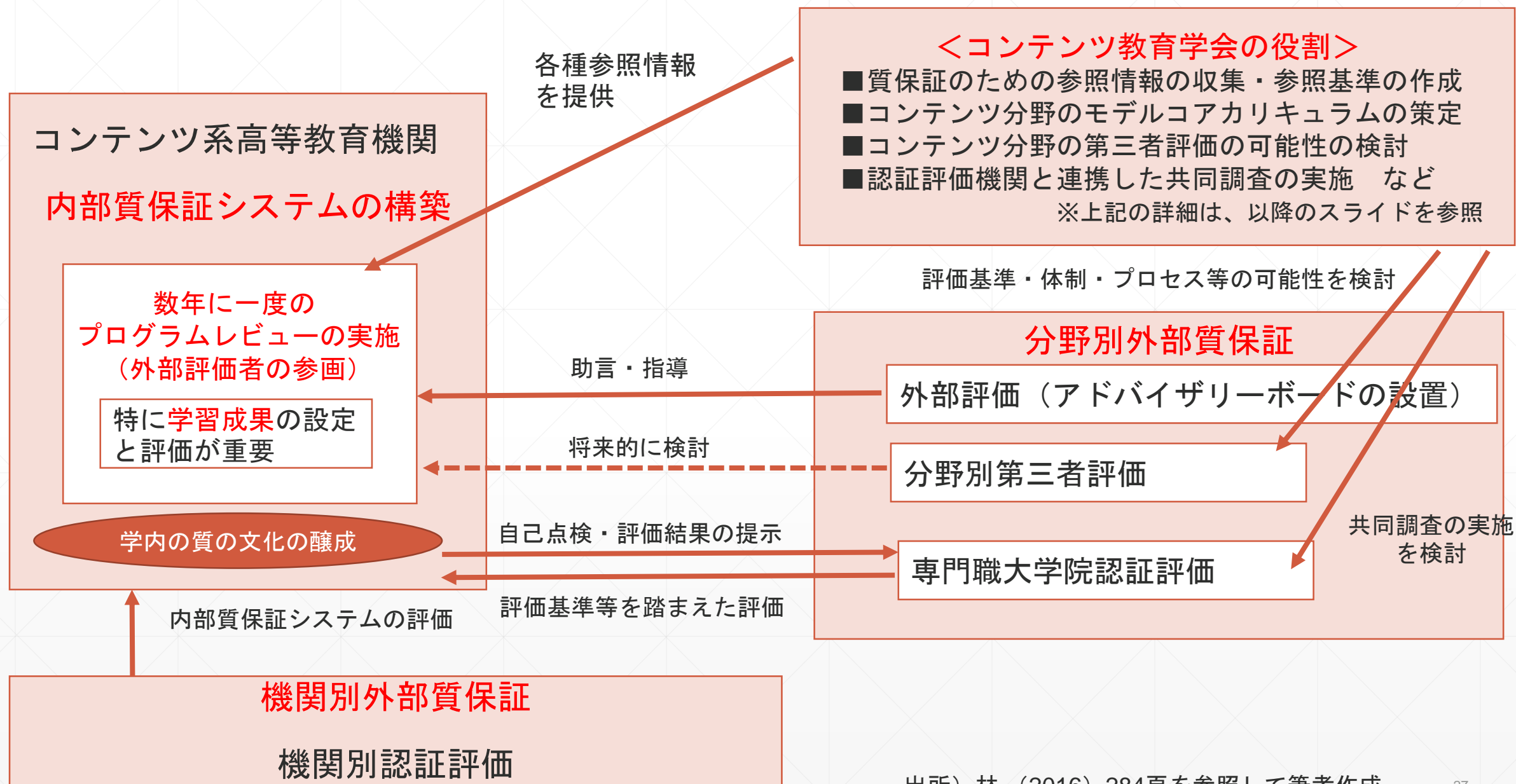


- ・質に対する学内構成員の意識を高める (質の文化の醸成)



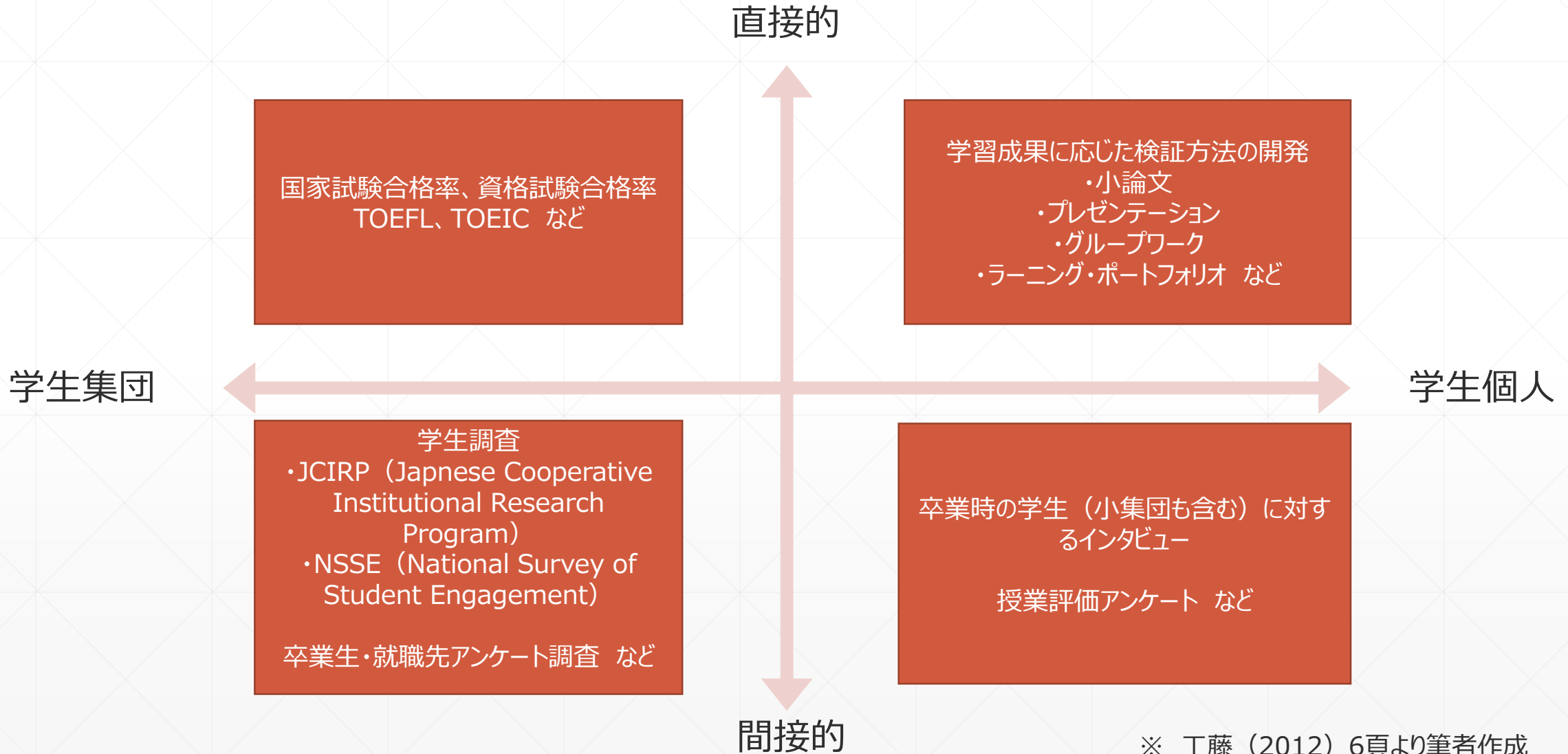
- ・質の保証・向上に学内構成員の主体性を発揮させることが重要

# コンテンツ分野の質保証システムの将来像とコンテンツ教育学会の役割（私案）



# 学習成果の有効な検証方法（アウトカム・アセスメント）（例）

学習成果については、以下 4 次元のように多角的な観点から検証することが有効であると考える。



※ 工藤（2012）6頁より筆者作成

# コンテンツ教育学会の役割についての課題（私案）

## ■ 質保証のための参照情報の収集・参照基準の作成

- 参照基準を作成するコンテンツの分野や定義を明確にする
- イギリスのQAA（The Quality Assurance Agency for Higher Education）による分野別参照基準を参考にして、コンテンツ分野の参照基準を作成することを検討
- 例） Art and design / History of art, architecture and designなどの分野の参照基準が、2016年にQAAで定められている  
<http://www.qaa.ac.uk/assuring-standards-and-quality/the-quality-code/subject-benchmark-statements/honours-degree-subjects>
- 日本学術会議によるわが国で策定された他の多分野の参照基準も参考に作成することを検討。必要に応じ日本学術会議関係者とも連携



- コンテンツ分野ごとの育成する能力を詳述する
- コンテンツ系教育機関に対して将来的に情報提供を行う

## ■ コンテンツ分野のモデルコアカリキュラムの策定

- NASADの評価基準を参考に、コンテンツ分野のモデルコアカリキュラムを作成することを検討する
- わが国の他分野ですでに策定されたモデルコアカリキュラムの内容を参考に、コンテンツ分野の内容を検討する



- 将来的に策定した場合、認証評価や分野別評価で確認する
- コンテンツ分野の高等教育の質保証・向上に寄与する

## ■ コンテンツ分野の第三者評価の可能性の検討

- 対象分野
  - ・対象とする専門分野をどこまで広げるのか(コンテンツ分野の定義の明確化)
- 評価単位
  - ・学部レベルで実施するのか、大学院レベルで実施するのか、その両者か
- 国際的通用性
  - ・グローバル化の進展に伴い、国際的通用性のある評価・認証を行うのか
  - ・国際的水準との同等性を求める基準(例えば、NASADの評価基準)に即して評価を行い、国際的見地から当該教育プログラムを保証するのか
  - ・国際基準への適合・不適合を判断することが可能かどうか
- 人材・財政基盤の確保
  - ・その活動を支える人材の確保・育成と財政基盤の確保が不可欠

※上記は、工藤（2016）を参考に記述

## ■ 認証評価機関と連携した共同調査の実施

- 海外のコンテンツ分野の評価機関・評価受審大学の実態調査を行う など



- 本学会：その調査研究成果を上記3つの役割の課題解決に還元する
- 認証評価機関：コンテンツ分野の認証評価システム等の改善に還元するなど

これからのコンテンツ分野の高等教育の質保証においては、  
各大学とともに認証評価機関、日本学術会議、さらには本学会などが協働して取り組んでいくことが必要であると考え

## 参考文献一覧①

- 川口昭彦（2010）「認証評価の位置づけ・あるべき方向」、3認証評価機関・日本学術会議共催シンポジウム第1回発表資料  
[http://www.juaa.or.jp/images/publication/pdf/symposium/h22\\_01\\_02.pdf](http://www.juaa.or.jp/images/publication/pdf/symposium/h22_01_02.pdf)
- 工藤潤（2010）「内部質保証体制の構築の重要性」東洋大学『東洋大学の自己点検・評価のための「ひろば」』第12号
- 工藤潤（2012）「大学評価における大学事務組織への期待」『大学事務組織研究』第3号
- 工藤潤（2016）「大学基準協会は専門分野別評価といかに向き合うべきか」大学基準協会『大学評価研究第15号』
- 杉岡秀紀・早田幸政（2013）「わが国における公共政策系専門職大学院の認証評価の現状と課題」日本評価学会編『日本評価研究』第13巻第1号
- 高橋光輝（2011）「第4章 コンテンツ分野の認証評価の不在」『コンテンツ教育の誕生と未来』株式会社ボーンデジタル
- 日本高等教育評価機構(2007)「海外におけるファッション系高等教育機関に係る評価機関並びに被評価機関（大学院等）のアクレディテーションの実態に関する調査研究」『認証評価に関する調査研究』
- 林隆之（2016）「9. まとめ：国内における分野別評価の実施枠組みの提案」大学評価・学位授与機構編『我が国における大学教育の分野別質保証の在り方に関する調査研究報告書』[http://www.niad.ac.jp/n\\_shuppan/project/\\_icsFiles/afieldfile/2016/07/14/no09\\_nr16-0714.pdf](http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/_icsFiles/afieldfile/2016/07/14/no09_nr16-0714.pdf)
- 中央教育審議会大学分科会大学院部会・専門職大学院ワーキンググループ（2016）「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/09/16/1377151\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/09/16/1377151_02.pdf)
- 中央教育審議会大学分科会大学院部会・専門職大学院ワーキンググループ第7回（2016）「機関別認証評価と分野別認証評価の効率化について」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/038/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2016/07/11/1374222\\_05.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/038/siryo/_icsFiles/afieldfile/2016/07/11/1374222_05.pdf)
- 中央教育審議会大学分科会大学院部会・専門職大学院ワーキンググループ（2017）「報告書を踏まえた対応状況について（対応状況・方針）」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/040/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2017/01/24/1381460\\_03\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/040/siryo/_icsFiles/afieldfile/2017/01/24/1381460_03_1.pdf)



## 参考文献一覧②

- 早田幸政「公共政策系高等教育の評価・認証制度の世界的動向」（富野暉一郎・早田幸政編『地域公共人材教育研修の社会的認証システム』地域公共人材叢書第3巻、日本評論社、2008年）
- 深堀聰子（2015）『アウトカムに基づく大学教育の質保証 チューニングとアセスメントにみる世界の動向』東信堂
- 福留東士（2009）「米国高等教育におけるラーニングアウトカムに関する動向」『比較教育学研究』第38号
- 文部科学省生涯学習政策局調査企画課編（2004）『諸外国の高等教育』国立印刷局
- 未来工学研究所（2009）『大学の質保証及び学位プログラムの在り方に関する調査研究報告書』
- OECD 編／森利枝訳（2009）「OECD高等教育政策レビュー：日本」明石書店
- UNESCO-CEPES（2007）*Quality Assurance and Accreditation:A Glossary of Basic Terms and Definitions.*
- NASAD（2016-2017）*NASAD Handbook 2016-17*

**ご清聴ありがとうございました**